

## マイナンバー制度導入に伴う申告書提出時の必要書類

個人番号を記載した申告書を提出する場合、番号法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）第 16 条の規定により、提出時に本人の個人番号及び身元確認をさせていただく必要があります。申告の際に、下記の書類を添付してください。

※法人番号は、公表される番号ですので、番号法に基づく確認は必要ありません。

	提出者	番号確認書類	身元確認書類
書面申告	本人	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 個人番号カード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類 【上記の提示ができない場合は、下記のいずれか 2 点】 資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証、社員証等
	郵送の場合は、上記書類の写しを添付してください。		
書面申告	代理人	【下記のいずれか 1 点】 本人（委任者）の個人番号カード、本人（委任者）の通知カード、本人（委任者）の個人番号が記載された住民票等	【下記のすべて】 代理権を証明する書類（委任状、税務代理権限証明書等）、代理人の本人確認が可能な書類（税理士の方は税理士証票）
	郵送の場合は、委任状や税務代理権限証明書は原本、その他の書類は写しを添付してください。		
電子申告（eTAX）	本人	【下記のいずれか 1 点】 個人番号、通知カード、個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 公的個人認証による電子署名、eTAX で認められている電子証明書等
	代理人	【下記のいずれか 1 点】 本人（委任者）の個人番号カード、本人（委任者）の通知カード、本人（委任者）の個人番号が記載された住民票等	【下記のいずれか 1 点】 代理人の公的個人認証による電子署名、eTAX で認められている代理人の電子証明書等  ※代理権は本人の利用者 ID を用いた電子申告の送信で確認します。